

令和元年第2回

中札内村議会臨時会会議録

令和元年8月5日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠	員	2番	中	西	千	尋	君				
3番	黒	田	和	弘	君	4番	大	和	田	彰	子	君
5番	北	嶋	信	昭	君	6番	船	田	幸	一	君	
7番	宮	部	修	一	君	8番	中	井	康	雄	君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田 匡彦 君 教 育 長 高 橋 雅 人 君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副 村 長	山 崎 恵 司 君	総 務 課 長	川 尻 年 和 君
福 祉 課 長	高 島 啓 至 君	産 業 課 長	尾 野 悟 里 君
総 務 課	渡 辺 大 輔 君		
課 長 補 佐			

◎教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 阿 部 雅 行 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩 崎 孝 哉 君 書 記 木 村 優 子 君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	議案第 3 7 号	中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第 3 8 号	中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 5	議案第 3 9 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 6	議案第 4 0 号	財産の取得について
日 程 第 7	議案第 4 1 号	財産の購入について
日 程 第 8	議案第 4 2 号	令和元年度中札内村一般会計補正予算について

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） それでは、ただいまより開会したいと思いますけれども、暑さも続いておりますし、本日も暑いようですので、最初から上着のほうは脱いでいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 7 人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第 2 回中札内村議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、4 番大和田議員と 5 番北嶋議員を指名します。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

◎日程第 3 議案第 37 号 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 4 議案第 38 号 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 3、議案第 37 号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、および日程第 4、議案第 38 号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括して議題にします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和元年５月３１日に国で公布された「子ども・子育て支援法施行令」の改正等により、幼児教育・保育の無償化に関連した規定等が定められております。

大きくは、本年１０月１日を施行日とした３歳以上児及び市町村民税非課税世帯の３歳未満児を対象とする保育料の無償化に伴う本村条例の一部改正となりますが、本村においては新たな子育て施策として、無償化の対象を全ての園児に拡大することを合わせ、両保育園の条例を改正するものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） それでは補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー３番、議案関係資料により説明いたしますが、資料の１ページに代えお配りいたしましたカラー版の１ページ、ならびに資料の２ページから６ページの新旧対照表をご参照願います。

提案の趣旨でもありましたが、本年５月の子ども・子育て支援法施行令の改正等により、保育園に入園される３歳以上の全てのお子さんと、市町村民税非課税世帯に属する３歳未満のお子さんを対象とした保育料の無償化が１０月１日を施行日として実施されます。

本村におきましては、独自の子育て施策として、第２子半額、第３子無償化を他の自治体よりも先行し、平成１９年４月より導入しておりますが、今回国が進める無償化の範囲を拡大し、あらたな子育て施策として全ての園児を対象とした無償化を行うため、現行条例の一部を改正するものであります。

まず、カラー版の改正資料をもとに説明させていただきますが、ページの上段の表は無償化の範囲を示しており、本村の現行条例による無償対象が水色、第３子と第１階層の全ての子どもが該当いたしております。

次に、白色、無色の部分ですが、これにつきましては国の改正、道の補助事業等による無償化を本村の条例に適用し、平成２９年度において既に無償化している部分となります。

次に黄色で示す範囲が国における無償化の対象で、３歳以上の全ての子どもと第２階層、非課税世帯の３歳未満児が追加対象となります。

ページ中段以下は在園児の状況をまとめたものでありますが、左から、在園児数、水色、白色で表示する既に無償である園児数、次に現行の徴収対象者で、その次の黄色が国における無償化の対象、その右側が現行保育料で試算した１０月から半年間の影響見込み額となっております。

しかし、いずれの施策にも該当しないピンク色で示す３歳未満児のお子さんはわずか９名であること、第１子と第２子で無償化の所得階層が異なっていること、１０月から半年間の保育料収入は１７０万円ほどで、これ以降も狭く限られた範囲からのみに保育料負担を求めることなどを勘案し、本年１０月より全年齢、全階層を対象とした保育料無償化を

実施いたします。

次に条例の新旧対照表を使い、説明させていただきます。

まず２ページ、認定こども園条例、第４条は入園資格を規定いたしますが、法改正に準じた用語修正となります。

次に第６条は保育料納付を規定する条文ですが、第１項は国に準じた無償化を追加し、第２項は国の改正によらない３歳未満児の保育料納付を経過的に残す条文となっております。第３項以下は、１項ずつ繰り下げし、第４項では延長保育料の納付を定めております。

別表１、保育料徴収基準額表、一枚めくっていただきますが、これにつきましては３歳以上児の第１号認定、第２号認定にかかる保育料表を削除し、３歳未満児、３号認定の第２階層、非課税世帯の保育料を国に準じて無償化するものであります。

次に、５ページの下ですけれども、備考１は、保育料の階層を区分する市町村民税所得割額の算出方法に内容の漏れがあったため追加するものです。これに該当する世帯はありません。

もう一枚めくっていただきまして、備考の４ですけれども、こちらはひとり親等を対象とした軽減保育料表を規定しており、基準額表と同様に３歳以上児の表を削除しております。

最後に附則の第１条、本年１０月１日からとした条例一部改正の施行日を、第２条において条項の規定にかかわらず、３歳未満児の保育料を無料とする特例を附しております。

なお、へき地保育所条例の一部改正におきましても、規定する条項の違いなどはありませんが、ほぼ同様の改正内容であり、説明が重複いたしますので説明を割愛させていただきます。

説明は以上ですが、今回の条例の一部改正の内容は、過日開催されました子ども・子育て会議において説明の上、承認を得ていますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから２件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番大和田議員。

○４番（大和田彰子君） はい。１０月から無償化ということで、家計の負担軽減措置としては本当に嬉しい話ではないかと思っておりますが、国では保育料、３歳から５歳児は無償化、そして０歳から２歳児は非課税世帯を無償化、村の施策としては、それらは関係なく全部が無償化ということですよ。

前回の全員協議会で高島課長からいただいた資料を見ているのですけれども、副食費の部分は、３歳から５歳児、国の施策では実費徴収、しかし村の施策では無償化、０歳から２歳児も徴収ですが、村は無償化ということで決定はしたのですけれども、要するに全部無償化ということですよ。やはり国よりさらにサービスがいいという話なのですから、実際に村の負担が増えるのは現実問題としてあると思います。

それでですね、この表を見てみると、ピンクの部分の９人が村の独自施策の対象となる９人ですが、これは１７７万円が影響額ですね。その他に副食費も村独自の対応ということで無償化。この副食費の免除額、村の免除額というのはどのぐらいになるのかなと思います。

○議長（中井康雄君） このあとの条例改正の中で、その副食費等の話、議案第３９号で

出てきますので、そのときでよろしいでしょうか。

では、他に質疑ある方いらっしゃいますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 本村については、子育て支援という考え方で平成19年から保育料の軽減・無料化についてということで、他の町村よりも先行してやってきていたことなのですね。それで、今回、国が、説明されているように3歳以上については保育料が無償化、あるいは0から2歳までについては村民税非課税世帯に限って無償化していこうということなのですが、さらに、今回本村の施策として全園児について無償化ということでやっていきたいという提案で、これも全国の中にも多少町村はあるかと思いますが、先行した子育て支援の内容ではないのかなと思っています。

ただ、本村についても段々と園児が少なくなってきた、現在について114名ですか、以前は何か150名ほどいたという話は聞いているのですが、そんな中で、子どもを出産し、さらに保育園に預けるという傾向が出てくるというふうに私は思っているのですが、国の制度さらには村の完全無償化という条例改正によって、園児の数が増えることを期待しているのですが、それらについての見通しとか考え方、さらには、これから直接園児ではないですけれども、出生にあたってそうであればたくさん子どもを産もうという、そんな傾向が強まっていくことを期待をするのですが、それらの見通し等について説明をしていただければと思います。以上です。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 予測した数というのは押さえておりませんが、近年子どもの数は段々と減少傾向にあります。2～3年前はまだ25名を超えるぐらいありましたけれども、昨年で言えば19～20人ぐらいまで減少しています。

この子達を全員入れるという訳にはいきませんので、条件がありますので、やはり世帯の両方の親が働く、共働きをしているですとかという条件をクリアしないと入園ということとはさせておりませんので、園児数が増えれば、おのずと職員数、保育士の数も面倒を見る代替保育士の数、それらも増やさなければならないということになりますし、一応いまのところは定員というのを各クラスに設けておりますので、その範囲でやっていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 保育園の定数があることは知っているのですが、プラスアルファということで、以前は定員もあったけれども140～150人ぐらいいたこともあったのですかね。定員内であることは分かるのですが、そのことも含めて、是非、子育て支援ということで充実させ、改正をしていこうということですから、当然、私は、114名から増やさなければならないし増えていくだろうと思いますし、さらには出生の基本になるのですが、これらについては、それでは中札内に行って産もうだとか、住もうだとかいうことになるので、是非条例改正でなくて、これを基本にそういった方向で村も取り組むことによって人口減を抑えて、人口増につなげていくんだということの改正だと思うのですよ。

是非、村長を筆頭にそんな方向性を描きながら、今後とも人口増に向けた取り組みをお願いしたいというふうに思いますが、村長、何かあれば一言お願いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 黒田議員から今いただいたお話、そのとおりだというふうに思っ

ております。非常に今、中札内村だけではなくて日本全体で人口減少、子どもの数が非常に減ってきている、右肩下がり減ってきている状況にあります。そういった意味で、やはりその改善を図る上では、子どもを育てやすい、産みやすい環境づくりが非常に重要だということは全くそのとおりだというふうに思っておりまして、こういった保育の無償化拡大、これも1つの手法、それ以外にも色々な面で子どもを産み育てやすい環境づくりというのはこれからも一生懸命やっていかなければいけないというふうに考えてございます。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきます。他に質疑はありませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第37号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

第38号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第39号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第5、議案第39号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題にします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国の子ども・子育て支援法等の改正により、10月に予定される消費税率引上げによる財源を活用した幼児教育・保育の無償化実施に伴い、関係法令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正され、国が指定する免除対象者を除く、満3歳以上児の副食費について実費徴収化が図られます。

この改正内容に基づく用語・名称変更のほか、副食費の免除対象者を判断する国の多子判定基準と本村の多子判定に格差があるため、実費負担の有無において利用者の混乱を招く恐れがあることから、その不具合解消並びに新たな本村の子育て施策として全ての満3歳以上児を対象とした副食費の無償化を10月より実施するため、条例の一部改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） それでは補足説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー3番、議案関係資料により説明いたしますが、先ほどの一枚もののカラーの裏面、ならびに11ページから34ページの新旧対照表をご参照願います。

提案の趣旨でもありましたが、国の幼児教育・保育の無償化に伴う保育施設や保育事業の運営基準の改正により、指定する免除対象者を除く満3歳以上児の副食費の実費徴収が10月1日を施行日として実施されます。

まず資料をもとに説明いたしますが、ページ上段の表は給食費の取扱いをまとめたもので、表の中段、黄色の塗りつぶしの上ですけれども、国の考え方を示しております。3号認定の3歳未満児は保育料に含めた徴収、2号、1号認定である3歳以上児は主食、副食ともに実費徴収することとされております。

一方、村の考え方を黄色で示しており、3歳未満児は保育料に含めた徴収と記載しておりますが、先ほどの保育料無償化の改正により負担なしとなります。また3歳以上児はこれまでどおり主食のみ持参いただき、現物徴収の形といたしますが、副食費については追加負担なしといたします。

経緯および理由についてですけれども、ページ中段の表は1号、2号認定である3歳以上児について、国の基準による副食費の負担区分を示したもので、ベージュ色の全階層の第3子と年収360万円未満相当の世帯を対象に副食費の徴収が免除され、11名が該当いたします。

一方で、免除対象からはずれるのは太枠内の74名で本村の多子カウントと国基準による1号認定、2号認定のカウント方法が全て一致していないため、現在第3子、保育料無償の対象者18名が国の基準を適用した場合、副食費の負担が発生してしまいます。多子判定方法の違いによる不具合や無償化との逆行を解消する必要があり、先ほど条例改正をご承認いただきました全ての園児を対象とした保育料の無償化に合わせた新たな子育て施策として、満3歳以上児を対象とした副食費の無償化を実施するため、現行条例の一部改正を行うものであります。

次に条例の新旧対照表を使いご説明いたします。

改正の全般において、上部法の改正に準じた名称変更があり、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定こども」、または「満3歳未満保育認定こども」と改めるものですが、改正後の各条項に含まれていますので、その都度の説明は省略させていただきます。

まず11ページ上段、第2条、定義では法令にもとづいて、第1項12号から16号までの定義を追加し、以下の各号を繰り下げいたします。

次に12ページをお開きください。第3条、一般原則から15ページ下段の第13条、「利用者負担等」の第3項までは法令にもとづき文言等の整理を行うものであります。

給食費・副食費にかかる負担は、16ページ上段、第13条第4項第3号、「食事の提供に要する費用」において、さきほど申し上げました満3歳未満のお子さんに対する食事の費用を除くこと、ならびに満3歳以上児のお子さんの主食分に限り費用負担いただくこととした本村独自の規定として定めるものであります。

以下、第14条から24ページの第41条までは、法令にもとづく文言整理を、同じく24ページ下段、第42条、「特定教育・保育施設等との連携」では、法令に基づき特定地域型保育事業、若干説明いたしますが、特定地域型保育事業というのは、自治体から認可を受けた0歳から2歳の少人数を保育する事業のことを指します。これを行うものに求められる連携施設の確保などを緩和する条文として第2項から第5項、および第8項を加えておりますが、現在本村においては対象となる事業者がいませんので、この場では詳しい説明を省略させていただきます。

また、27ページ中段、第43条、「利用者負担額等の受領」以下、附則に関しましても法令にもとづく条文の加除ならびに文言等を整理する改正のため、個々の説明は省略いたします。

最後になりますけれども、34ページの附則のとおり、本条例の一部改正につきましては、先ほどの保育料無償化と併せて、本年10月1日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第39号に対する質疑を行います。

それでは、4番大和田議員の先ほどの質問なのですけれども、もう一度簡略に質問をお願いできるでしょうか。

○4番（大和田彰子君） はい。この表でいくと、3歳児未満の9名が村独自で負担する対象者ということですね。その保育料が177万円、影響額ということですね。その他に副食費も、副食費というのはおかずとかおやつですね、その部分も村で負担ということになっています。その負担額というのはおいくらぐらいなのかと思ってお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 10月以降の副食費の負担額ということで、資料のほうには金額を載せておりませんが、1人あたり1ヶ月の金額というのが国のほうで試算されておりまして、それについては4,500円という額になっています。中札内村でも給食費を人数で割り返したら、大体、四千百数十円と似たような金額になってございます。

まず、国のほうから免除の対象者ということで国のほうで認定される11名については、4,500円×11名×6ヵ月ということで、半年で29万7,000円になります。一方、村の負担としては、4,500円×74名×6ヵ月、全体の金額としては199万8,

000円という金額になります。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

大和田議員、再質問はございますか。あるなら手をあげてお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、それでは他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第39号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第40号 財産の取得について

○議長（中井康雄君） 日程第6、議案第40号、財産の取得についてを議題にします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成24年度に導入しました住民記録や村民税等の行政サービスの中枢をなす基幹系電算システムの総合行政情報システムと、これらを稼動するための機器の老朽化に伴い、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、更新しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第40号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、議案関係資料35ページをお開きください。

今回更新するのは、住民記録および各村税システム、主要な税外収入のシステム、給与システムなどがパッケージになっているソフトウェアと、ソフトウェアおよびデータを保管するサーバー類、プリンター、データ読み取り装置、業務処理端末、パソコンなどの機器であります。

この更新にあたりましては、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し購入するもので、村が備荒資金組合に委任され、村財務規則などにもとづき備荒資金組合にかわ

って業者選定から契約、検定までを行うものであります。

導入するシステムの業者選定については、庁内に設置した情報化検討委員会において、システム更新にあたって、システムの概要、ソフトウェアやハードウェアの構成、特徴システムの更新作業、導入後の支援体制など、十分内容を検討し総合的に評価を行うとともに、現在使用している機器で利用できるものについては引続き対応でき、現行システムとして新しいシステムのデータ連携により、職員の負担も非常に軽く、導入後のサポート面でも充実していることから、アートシステム株式会社帯広支店を選定いたしました。

見積もりを徴した結果、6, 9 1 2 万円で決定したところであります。

この金額に備荒資金組合が定める金利0. 1 パーセントを加え、令和5年までの債務負担行為によって取得するものでございます。

契約については、備考資金組合と選定した業者が取り交わし、システムおよび機器等は備荒資金組合から村に譲渡されます。

なお、3 6 ページ、3 7 ページに仕様書を添付しております。ご覧いただきたいと思えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第40号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第40号、財産の取得についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第41号 財産の購入について

○議長（中井康雄君） 日程第7、議案第41号、財産の購入についてを議題にします。

提出者からの説明を求めます。

高橋教育長。

○教育長（高橋雅人君） 財産の購入につきまして、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、文化創造センターに配置するグランドピアノを購入するもので、取得予定金額は1, 9 6 0 万 7, 5 0 0 円で、随意契約により、ファツィオリジャパン株式会社を購

入の相手方とするものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 3、議案関係資料の 38 ページをご覧ください。

この資料の 40 ページの仕様書のとおり、グランドピアノと台車などを購入するもので、地方自治法施行令第 167 条の 2、第 1 項第 2 号の規定による随意契約により、購入するピアノをイタリアに本社があるファツィオリを選考して購入しようとするものです。

先の全員協議会で説明したとおり、選考にあたっては、文化創造センターのホールを知っているピアニストに東京で試弾と講評をいただき、それを参考に性能はもちろん、文化創造センターホールの規模に合うもの、メンテナンスに対応できるもの、話題性・注目度などから、今、村が進めている文化・音楽のまちづくりの象徴としてファツィオリを選考いたしました。

納入期限は契約締結の日から 3 月 31 日の年度末としております。

また、これから落としについては新年度に予定し、新しいピアノを中心とした事業の展開と多くの方のふるさと納税により購入することとなりましたので、村内外に注目される取り組みを進めてまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 提案理由の説明を終わります。

議案第 41 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 仕様書のほうで、備考欄に新しいピアノの弾きならし期間が必要であると、約 3 ヶ月ぐらい必要だというように謳っているのですが、この弾きならし期間の対応として、どのようなことを考えておられるのか説明をいただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 弾きならしにつきましては、村に関わりのあるピアニストに来ていただきまして、ピアノを弾いてならしていただくということなのですけれども。

○議長（中井康雄君） 7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 村に関わりのある人、何名かに来ていただいて調整というか、ならしてもらおうということで、その時に限っては、村民に聴いてもらおうとかそういったことは考えていないということですか。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 期間といたしましては、2 ヶ月もしくは 3 ヶ月程度ありますので、中にはそのような形で試弾していただくピアニストの方とお話をしまして、そういうことが可能であれば、そういう日なりを設定していきたいと思えます。

これまで、村においても小泉淳作さんの絵とか、そういう形で村民に開放した時期がありましたので、ピアノの場合もそれは可能かなと考えますので、あくまでピアニストの方との相談になりますけれども、検討はしてまいりたいと思えます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 今の文化センターにあるヤマハ S-6 ですか、これについては弾きならし期間が終了した 3 ヶ月後ぐらいに中学校のほうに持って行って使ってもらおうということで理解をしてよろしいのか。

あと、そういった移動経費等についてもファツィオリジャパンの方でみてもらえるのか、その辺はどうでしょう。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 今あるヤマハにつきましては、中札内中学校にもっていきます。そしてその移動に係る費用につきましても、この当初契約において含んで契約いたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3 番黒田議員。

○3 番（黒田和弘君） 最終的にイタリアのファツィオリに決めるということなのですが、私たちは先日の全員協議会で詳しく教育委員会のほうから資料をもらい説明を受けておりますが、今次長のほうから主だった概略の説明がありましたので、もっと導入するピアノについて、こういう点が非常にいいので導入するのだということを村民の方にも分かるような形で、PR したほうがいいのではないかと思いますので、あえてお聞きをするわけですが、聞くところによりますとアメリカ製のスタンウェイ、一番高額ということで十勝でも北海道にも色々入っているやに説明を聞いてですね、よりまして、それ以上の特徴を持った今回導入するイタリアのファツィオリというグランドピアノについて、色々説明をうけたのですが、もっと村民が分かるようなことで説明する必要があると思いますので、その特徴点等についてせっきくの機会ですから、聞きたいというふうに思いますのと、私たちが説明を受けているのは、十勝、あるいはまた全道的にみても、このピアノについては 1 台も入っていないというふうに説明を受けているのですが、全道ではじめてのピアノということで、私も非常に期待をしておるのですけれども、そこら辺説明についてお願いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 分かりました。

今回購入する理由等ですけれども、現在使っているのはヤマハの S-6 というタイプで、奥行きが 212 センチ、一般的にセミコンサートピアノといわれるピアノでして、今回は、もっとよりよい音を聴いていただくため、また、音楽のまちづくりを進めている中札内村をアピールできるフルコンサートの、これまでよりもひとまわり大きい、奥行きの長さが 250 センチ以上を選考しています。

大きいピアノが良いとされるのは、ピアノの線が長く張れるのが 1 つの要因で、この線自体を細くすることが出来て、その分やわらかい魅力的な低音を出すことができるとされています。選定にあたりましては、価格のほか、購入後の保守・調律などのメンテナンスについても十分に保証できることを条件として選定しています。

選考のポイントといたしましては、大きく 4 つございまして、施設・ホールの規模に合うもの、2 つ目として、導入後のメンテナンスが十分に対応できること、3 つ目として中札内村の象徴、話題性、注目度などをあげるもの、そして 4 つ目としてそれを使用するプロやアマの方があこがれるもの、喜んでもらえるもの、このようなことからメーカーを選考して購入を進めてまいりました。

世界三大ピアノといわれているスタインウェイ、ベーゼンドルファー、ベヒシュタイン、そのほか日本のヤマハ、カワイ、そして創業は新しいですが近年注目されているイタリアのファツィオリ、この中から選考をしております。

これらを比較するため、村の文化創造センターのホールで演奏したことがある方、ホールを知っているピアニストに東京で試弾をいただいて講評をいただいています。

ただし、この段階で、主要なコンクールの公式ピアノに近年は指定されていないベヒシュタインについては、この時点で選考から外しております。

その試弾した結果、スタンウェイとファツィオリが素晴らしい。そしてこの2社の中から話題性として導入の自治体が少ないファツィオリがいいのではないかという意見をいただいて、今回村のほうもファツィオリにしております。

ファツィオリにつきましては、これまでの世界三大ピアノといわれているピアノにない幾つかの特徴があります。

1点目としては、歴史的に40年と非常に新しいのですが、国際ピアノコンクールの正式ピアノとして認定されてきています。そして2点目としては、創業者がまだご健在でいまして、その方がピアノを売るということではなく良いピアノを作るということを主に進めてきています。そして3点目として、ファツィオリピアノは1台1台手作りでの少量生産で、これまで世界に出てきたスタインウェイやベーゼンドルファーなど、そのようなピアノを十分研究をして新しいファツィオリピアノを作ってきています。また、このピアノにつきましても、材質もヨーロッパスプルースという赤エゾを使っていますので、音の響きのいい木材とされています。

このようなことから、今回は中札内村に、特に話題性が大切かなと思ひまして、北海道でフルコンサートピアノがまだ1台も導入していないファツィオリを選定して進めてきている状況でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 詳しく説明をしていただきました。全道に1台しかないというグランドピアノですね。先ほどいいましたように村民の皆さん、あるいは私も期待をしているわけですが、高額でもありますし、全道に1台しかないピアノを購入しますと、文化センターで保存ということになるのですが、これからずっと適正な管理をしていく中でのことも考えているとは思いますが、その辺についても最善の努力をしてぜひ保管をして、運用していただきたいなと、意見ですけれども一言申し上げたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきます。

ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 素晴らしいピアノだというふうにご説明をお聞きいたしました。私が知りたいのは、このピアノの耐用年数と、地震等災害等における保険金対応についてはどのようなことになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） グランドピアノにつきましては、耐用年数100年といわれていますので、適正な管理をしていけば、十分長い間使用できます。

あと、災害等の対応につきましては、当然、重要物品に入りますので、市町村に対し

てそのような重要物品に対して入る保険がございますので、その重要物品の保険に入るようになります。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

そのほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第41号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第41号、財産の購入についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号 令和元年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第8、議案第42号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2億3,907万7,000円を追加し、総額を52億9,305万1,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは私のほうから一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、一般会計補正予算書により説明を申し上げます。

歳出に係る歳入の特定財源について、併せて説明をいたします。歳入では同様の説明を省略させていただきます。最初に共通する事項について説明いたします。

最初にふるさと納税でございます。当初予算では、昨年度の実績を考慮し、寄附見込み額として4,500万円を計上していましたが、7月23日現在で、昨年度のふるさと納税額を上回る7,900万円を超える寄附金がありました。

7ページをお開きいただきたいと思います。

下段になります。説明欄、ふるさと納税費の増額であります。今後ふるさと納税の寄附見込み額を2億7,555万円と推算し、返礼品にかかる報償費、手数料、委託料、総額1億3,354万3,000円を追加したものであります。また、推算した寄附見込み額、2億7,555万円について、返礼品にかかる報償費等の経費を差引いた額を寄附者からの意向にもとづき、ふるさと活性化基金、豊かな環境等創生基金、福祉基金、文化振興基金の4基金にそれぞれ追加して積立をおこないます。そのため、歳入・歳出とも同額を予算計上しております。

それではこれから歳出の主なものから説明させていただきます。

7ページです。

上段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、事務賃金75万3,000円の追加は、パートタイムの臨時職員を雇用するもので、総務一般事務さらにはふるさと納税にかかる文書発送等、業務を行っていただくものであります。

次に、その下段、説明欄、印刷製本費、46万2,000円の追加と郵便料384万1,000円の追加は、使用料等の督促状やふるさと納税の寄附金受領証明書、村からの礼状等を送付する際に利用する窓付き封筒の作成、ふるさと納税の申込みの増加に伴い郵便料が多くなったものであります。

次に8ページをお開きください。

下段、6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄、修繕料264万円の追加は、スラリートンク埋設配管バルブが老朽化に伴い完全に閉まらない状況であるため、取替え修繕を行うものでございます。

次に9ページに移ります。

上段、7款および1項商工観光費、3目観光費、説明欄、印刷製本費82万7,000円の追加は、現在使用している観光パンフレットの在庫数が残りわずかな状況になったため増刷するものでございます。

それでは戻っていただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

18款繰越金であります。30年度の決算認定はまだ終わっておりませんが、見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として852万7,000円を追加し調整するものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第42号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ふるさと納税の謝礼の件ですけれども、先ほど目標額を2億7,555万に上げたということで、順調に今、7月末でも寄附金が集まってきているわけですが、この謝礼の分の1億3,000万円というのは、若干余裕をもってみた金額のようにも見えるのですけれども、多分2億7,000万ですから、半分弱ぐらいの謝礼になっていますので、その辺は毎回毎回補正で上げるのもあれなので、若干余分をみて出したということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらの部分につきましては、これから11月、10月以降になると思いますが、昨年

度も4回の補正をさせていただきました。その中で11月からの伸びが昨年度は非常に高かったということを考慮して、今回2億7,555万ということで行っております。

ですから、昨年度の伸びを計算して、余裕をもってということではありませんけれども、その辺計算をしながら今回を補正をさせていただいているということでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 分かりました。若干余裕をもってということですね。

あと、今、返礼品の中で、やはり肉類がかなり人気があるということでお聞きしております。たっぷり盛りかなにかで、非常に人気があるということですが、そういった今後の返礼品の供給の点で、十分対応していけるのかどうなのか。その辺は業者さんといひましようか、その連絡はちゃんとしっかりとれているのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 業者との話し合いにつきましては、これだけ割合が大きいですから、約8割程度の占める割合になってございます。そういったこともありますので、十分に連絡を密にとりながら、肉の供給そういった返礼品への対応は進めてきているところであります。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私もふるさと納税の関係ですけれども、これについては、お金の面もあるのですが、特に中札内を理解していただく、全国の人に知っていただくということ、あるいはまた、地域の経済の活性化に向けてということで非常に意義があることではないのかなというふうに思いました。

先日、新聞でも3ヵ月で昨年の実績を超えた額になっているという、こんな報道もされており、私も期待をしているところなのですが、実際の実績でもって捕まえないと、数値的なことは分からないのですが、みんな思っていることは、2億7,500万円を今回想定しているのかな。ここら辺、2億になるのか3億になるのか4億になるのか、ちょっと分かりませんが、返礼品あるいはまた返す輸送料、それからアルバイト賃金だとかPRするためのお金だとかもろもろいるわけですね。

そんなことを含めて、おおよそ、例えばの金額で1億、2億ということになれば。それらの経費に約例えば30パーセントが実績として出てくるであろうとか、60パーセント支出していきだろとかという、大体の今までの実績みれば捉えられるのではないかなと思うのですが、そこら辺の割合についてはどういうふうに理解すれば分かりやすいのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

経費の関係でございますが、例えば1億円であれば3,000万円が返礼品の品物の額ということになります。いわゆる30パーセントということです。それに、いわゆる事務賃金、もしくは広告掲載料、そういったようなものについては2割、1億であれば約2,000万円ということになります。

ですから、いわゆる寄附額に対しては5割までをそういった経費として見込んで、残りの5割については、寄附者からの意向にもとづいて基金に積むということになります。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第42号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第42号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回中札内村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時08分